

第5期 中間決算公告

2024年12月26日

港区南青山三丁目10番43号
株式会社 UI銀行
代表取締役社長 安田 信幸

中間貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	234,599	預金	461,752
有価証券	7,429	その他負債	1,357
貸出金	221,975	未払法人税等	36
その他資産	2,251	その他の負債	1,320
その他の資産	2,251	負債の部合計	463,109
有形固定資産	31	(純資産の部)	
無形固定資産	3,656	資本金	6,625
貸倒引当金	△ 88	資本剰余金	6,175
		資本準備金	6,175
		利益剰余金	△ 6,054
		その他利益剰余金	△ 6,054
		繰越利益剰余金	△ 6,054
		株主資本合計	6,745
		純資産の部合計	6,745
資産の部合計	469,855	負債及び純資産の部合計	469,855

中間損益計算書 (2024年4月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	1,560
資 金 運 用 収 益	1,471
(うち貸出金利息)	(1,396)
(うち有価証券利息配当金)	(19)
役 務 取 引 等 収 益	40
そ の 他 業 務 収 益	-
そ の 他 経 常 収 益	48
経 常 費 用	2,560
資 金 調 達 費 用	604
(うち預金利息)	(604)
役 務 取 引 等 費 用	46
そ の 他 業 務 費 用	1
営 業 経 費	1,862
そ の 他 経 常 費 用	46
経 常 損 失	1,000
特 別 利 益	-
特 別 損 失	-
税 引 前 中 間 純 損 失	1,000
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2
法 人 税 等 調 整 額	-
法 人 税 等 合 計	2
中 間 純 損 失	1,002

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、動産については定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

その他 3年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費及び開業費 5年間の均等償却を行っております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する一部の正常先債権に相当する債権についての予想損失額は、外部格付機関が公表する平均累積デフォルト率を参照し、算定しております。また、一部の正常先債権及び要注意先債権に相当する債権についての予想損失額は、1年間又は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定されたデフォルト率を参照し、算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産の一次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が資産の二次査定を実施しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を認識しております。

7. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当中間期の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表への影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4百万円
危険債権額	一百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	一百万円
合計額	4百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 為替決済の取引の担保として、有価証券 7,429百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金1,120百万円が含まれております。
3. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残

高は、313百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが313百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

4. その他の資産に含まれる「繰延資産」の期末残高 208百万円
5. 有形固定資産の減価償却累計額 53百万円
6. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、6.27%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 47百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、繰延資産償却 46百万円を含んでおります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金はありません。

また、現金預け金、未決済為替貸及び未決済為替借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,429	7,378	△ 50
(2) 貸出金	221,975		
貸倒引当金(※1)	△88		
	221,886	221,975	88
資産計	229,316	229,353	37
(1) 預金	461,752	461,061	△ 691
負債計	461,752	461,061	△ 691

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	7,378	—	—	7,378
貸出金	—	—	221,975	221,975
資産計	7,378	—	221,975	229,353
預金	—	461,061	—	461,061
負債計	—	461,061	—	461,061

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券について、債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、国債はレベル1に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるためレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、中間決算日に要求に応じて直ちに支払う金額(帳簿価額)を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを市場金利を用いた割引率で割り引いて算出した現在価値を時価としております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報(2024年9月30日)

該当事項はありません。

- (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益(2024年9月30日)

該当事項はありません。

- (3) 時価の評価プロセスの説明

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

- (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当事項はありません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2024年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	7,429	7,378	△ 50
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	7,429	7,378	△ 50
合計		7,429	7,378	△ 50

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券 (2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	合計
役務取引等収益	40
預金・貸金業務	25
為替業務	13
証券関連業務	—
代理業務	—
保護預り・貸金庫業務	—
保証業務	—
その他	1
その他業務収益	—
その他経常収益	0
顧客との契約から生じる経常収益	40
上記以外の経常収益	1,519
外部顧客に対する経常収益(注)	1,560

(注) 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注2)	1,706	百万円
貸倒引当金	27	
減価償却費	5	
未払事業税	10	
その他	94	
繰延税金資産小計	1,843	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△ 1,706	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 136	
評価性引当額小計(注1)	△ 1,843	
繰延税金資産合計	—	百万円

(注1) 評価性引当額の主な変動内容

評価性引当額の主な増加の要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間(2024年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	1,706	1,706
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 1,706	△ 1,706
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	26,349 円 71 銭
1 株当たりの中間純損失金額	3,915 円 46 銭

潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株主割当増資)

当行は、2024 年 11 月 1 日開催の臨時株主総会において、株主割当増資を行うことを決議いたしました。

(1) 増資の理由

資本増強により顧客基盤の拡充及び収益の拡大を目指すことを目的としております。

(2) 増資の概要

①払込期日	2024 年 11 月 5 日
②発行新株式数	普通株式 90 千株
③発行価額	1 株につき金 50,000 円
④資金調達額	4,500 百万円
⑤増加する資本金及び資本準備金の額	
	資本金 2,250 百万円 (1 株につき金 25,000 円)
	資本準備金 2,250 百万円 (1 株につき金 25,000 円)

⑥募集又は割当方式 (割当先)

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループに対する株主割当方式

(3) 増資による発行済株式総数及び資本金の額の推移

①増資前の発行済株式総数	256 千株
(2024 年 9 月 30 日現在)	(増資前の資本金の額 6,625 百万円)
②増資による増加株式数	90 千株
	(増加する資本金の額 2,250 百万円)
③増資後の発行済株式総数	346 千株
	(増資後の資本金の額 8,875 百万円)